

重要事項説明書（介護）

おひさま訪問看護ステーション

1. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	おひさま訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒813-0044 福岡市東区千早 5-13-23-903	
電話番号	092-609-9790	
指定年月日・事業所番号	2024年4月1日指定	4060391838
管理者の氏名	黒田 幸恵	
通常の事業の実施地域	東区を中心とし、博多区の一部地域（吉塚、吉塚本町）と糟屋郡新宮町とする。	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 1人
准看護師	常勤 1人
作業療法士	非常勤 1人

6. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 黒田 幸恵
----------	-------------

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料 1単位：10.7円（福岡市5級地）

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分未満	3,359円	336円	672円	1,008円
30分未満	5,039円	504円	1,008円	1,512円
30分以上1時間未満	8,806円	881円	1,762円	2,642円
1時間以上1時間30分未満	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
1回につき	3,145円	315円	629円	944円

※1日に2回を超えて訪問看護リハを実施する場合、1回につき所定基本利用料に90/100を乗じた金額で算定

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時~22時)又は早朝(6時~8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時~翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算 (I)	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,717円	272円	544円	816円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算 (II)	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,150円	215円	430円	645円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,391円	340円	679円	1,018円

長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,210円	321円	642円	963円
初回加算(Ⅰ)	退院又は退所した日に初回訪問看護を行った場合	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算(Ⅱ)	退院又は退所した日の翌日以降に初回訪問看護を行った場合	3,210円	321円	642円	963円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	①同一敷地内建物等以外の同一建物で、1月あたりの利用者が20人以上居住する建物の場合	上記基本部分の90%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	②同一敷地内建物等(下記③の場合を除く)				
	③同一敷地内建物等で1月あたりの利用者が50人以上居住する建物の場合	上記基本部分の85%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分(訪問看護ステーション)】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	3,242円	325円	649円	973円
20分以上30分未満	4,825円	483円	965円	1,448円
30分以上1時間未満	8,495円	850円	1,699円	2,549円
1時間以上1時間30分未満	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円

※准看護師による訪問の場合、上記訪問看護費の90%で算定

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
1回につき	3,038円	304円	608円	912円

※1日に2回を超えて訪問看護リハを実施する場合、1回につき所定基本利用料に50/100を乗じた金額で算定

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算 (I)	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	2,717円	272円	544円	816円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算 (II)	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	2,150円	215円	430円	645円

	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,391円	340円	679円	1,018円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	3,210円	321円	642円	963円
初回加算(Ⅰ)	退院又は退所した日に初回訪問看護を行った場合	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算(Ⅱ)	退院又は退所した日の翌日以降に初回訪問看護を行った場合	3,210円	321円	642円	963円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	①同一敷地内建物等以外の同一建物で、1月あたりの利用者が20人以上居住する建物の場合	上記基本部分の90%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	②同一敷地内建物等(下記③の場合を除く)				
	③同一敷地内建物等で1月あたりの利用者が50人以上居住する建物の場合	上記基本部分の85%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(3) 理学療法士等による訪問看護の減算

次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する。

- ①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
- ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

【訪問看護費】

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	—	8単位減算
	看護職員<リハ職	8単位減算	8単位減算

【介護予防訪問看護費】

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	12月を超えて行う場合は5単位減算	8単位減算
	看護職員<リハ職	8単位減算	8単位減算

※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算

(4) キャンセル料

キャンセル料金はありません。しかし、キャンセルの場合はすみやかにご連絡ください。

(5) 支払い方法

毎月月末締めとし、翌月に請求書をお送りし、支払いは翌月末に指定の銀行より引き落としとなります。請求書発行時に前月分の領収書を発行いたします。

請求金額が確定しない場合や引き落とし申請が間に合わない場合などは、繰越とさせて頂き、引き落としができる状態になりましたら、これまでの繰越金額とあわせて引き落としとなります。引き落としにつきましては、株式会社メディカルファイナステクノロジーの「医療費あと払い」サービスを利用します。

(引き落としの際に、198円(税込)が発生いたします。)

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

おひさま訪問看護ステーション	受付時間	平日午前9時から午後6時
	電話番号	092-609-9790
	担当者	黒田 幸恵

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

各役場福祉・介護保険課	(東区福祉・介護保険課)
	電話番号 092-645-1071
	(博多区福祉・介護保険課)
電話番号 092-419-1078	
(新宮町健康福祉課)	
電話番号 092-710-8286	
福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 092-642-7859

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

● 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

12. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とします。

1 3. 虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待防止のため、当事業所の支援・相談体制・検討委員会・研修等を整えるほか、措置を適切に実施するための担当者（管理者 黒田 幸恵）を設置します。また虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4. 身体拘束等の禁止

訪問看護を行うにあたって、利用者の生命または身体の保護を優先するための緊急時を除き、利用者への身体拘束は行わないこととします。緊急のやむを得ない理由により身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由、その他必要な事項を記録します。

1 5. 感染症対策

事業所において、感染症の発生、まん延防止のため、感染症対策の会議の開催、感染症対策の指針の整備、定期的な研修及び訓練を実施します。

1 6. 業務継続計画（BCP）

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修及び訓練を実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 福岡県福岡市東区千早 5-13-23-903
事業者（法人）名 株式会社あおぞら
説明者・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名 印